

石巻市津波浸水区域

被災住宅小規模補修

補助金

■すまいの 小規模補修

事前相談：平成30年4月10日から

**まずは
ご相談ください**

申請受付：平成30年5月1日から
平成31年3月15日まで

TEL0225-95-1111
内線4765～4767

**被災した住まいをこれから補修する方は、
補助対象となる可能性があります。**

<補助要件>

- ・被災者生活再建支援金の補修に係る「加算支援金」を受給していること。
 - ・被災者住宅再建事業補助金の交付を受けていないこと。
 - ・補修規模は100万円以内であること。
 - ・補修物件は、居住する被災住宅であること。
 - ・り災場所は「津波浸水区域」であること。
 - ・り災判定は「全壊」または「大規模半壊」であること。
 - ・契約先は、地元工務店組合加盟または石巻市の登録業者であること
(お問い合わせください。)
 - ・市町村税等に滞納がないこと。
 - ・暴力団員ではない。暴力団員でなくなった日から5年を経過していること。
- ※修繕箇所などにも制限がございますので、契約前に相談願います。

補助上限額50万円
(応急修理制度未利用者76万円)



石巻市穀町14番1号
石巻市役所3階 36番窓口
石巻市福祉部生活再建支援課